



夫名義の自宅は 離婚時に財産分与できない？

弁護士 東 麗子

Aさんは、結婚10年目の専業主婦です。このたび夫と離婚することを決意し、アパートを借りて別居を開始しました。もっとも、Aさんには預貯金もあまりなく、今後の生活費の工面が必要です。そこでまず、夫とどのようなことについて話し合えばいいのでしょうか。またAさんが夫と住んでいた自宅は、婚姻後、夫の両親が頭金を出してくれて、夫名義でローンを組んで購入したもので、登記簿上の名義は夫になっています。離婚するにあたって、この不動産について、Aさんは一切権利を主張できないのでしょうか。

◆—解説

Aさんの場合、子どもがいないので、離婚にあたって決めることは主に財産面のことになります。財産面で協議する必要があるのは、婚姻費用、財産分与、慰謝料などです。このうち、婚姻費用とは、離婚前に別居を開始した場合に、収入の多い方が収入の少ない方に支払う生活費のことです。未成年の子がいる場合は、養育費も含まれます。婚姻費用の金額は当事者が話し合いで決めることもできますが、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停等を申立て、それぞれの収入を証明する証拠などを提出した上で、裁判所に決めてもらうこともできます。婚姻費用については、裁判所が養育費・婚姻費用算定表をHPで公開しており、裁判所が金額を決める際の参考にされる他、当事者同士で話し合う時の参考にもなるでしょう。婚姻費用が支払われる期間は、別居開始時から離婚成立時までですが、裁判所で判断される場合、始期は申立をした時からとされることが多いので、任意に支払ってもらえない時は早急に申立をした方がよいでしょう。

次に、自宅不動産の問題は離婚時の財産分与の問題になります。財産分与とは、民法上、離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる（民法768条）とされていることから、婚姻後取得した財産は夫婦の共有財産であり、一方のみ名義になっていても、離婚するにあたって半分ずつ取得できるとするものです。いつの時点の財産が分与の対象になるかということ、別居開始時（別居していない

時は離婚成立時）を基準とするとされています。この財産分与の対象となるのは、預貯金や現金、自宅として購入した不動産、財形貯蓄、退職金などです。一方、婚姻中に得た財産であっても、相続などで得たものは財産分与の対象に含まれません。

Aさんが心配している自宅も、婚姻後に購入したということですから、Aさんが購入時に一銭も出していなくても、財産分与の対象となります。不動産の場合は、どのような形、どのような割合で分与するかが問題となります。分与の方法としては、共有持分登記をすることも考えられますが、共有とすると将来売却する時など煩雑になる可能性もあります。そこで、Aさんの持分につき、代償金という形で、不動産を単独名義で取得する夫から現金で支払ってもらう形で財産分与する方法も考えられます。

さらに、今回の場合、頭金を夫の両親が出しているということですから、この頭金をどのように評価するかも問題となります。頭金の拠出が、どのような趣旨（貸金なのか贈与なのかなど）だったのかという点も含めると、様々な方法が考えられますが、多くは、頭金の購入時価格に対する割合を計算した上、その割合を控除した残りを、2分の1ずつとすることが多いようです。頭金の分については、夫の両親による拠出の場合、夫側の寄与度として考慮することが多いようです。また、住宅ローンが残っている場合、住宅ローン自体は、債権者との関係になるため、単純に財産分与の対象とはなりません。どちらが不動産を取得するのかについて重要な要素となることから、話し合いの対象とすべきでしょう。ローンを支払う側が不動産を取得することになる場合、ローン残高を控除した額を財産分与の対象として、代償金分割とする場合が多いようです。

このように、不動産の分与については分与方法などが明確に決まっているわけではないため、Aさんは不動産について自分に分与するよう請求できますが、どのような形で分与するか、夫とよく話し合って、互いが納得できる形を検討する必要があります。